

○近江八幡市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成25年4月30日

告示第100号

改正 平成27年5月18日告示第108号

平成28年5月23日告示第115号

平成29年8月31日告示第201号

平成30年5月9日告示第100号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条及び社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、社援発第0427第1号社会・援護局長通知及び老発第0427第1号老健局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する社会福祉法人に対する指導監査（以下「指導監査」という。）に関して基本的な事項を定め、これに基づき統一かつ効果的な指導監査を実施し、もって社会福祉事業の適正な運営を図ることを目的とする。

（平29告示201・一部改正）

(基本方針)

第2条 市長は、指導監査の実施に当たり、国の示す指導監査ガイドラインのほか、前年度における指導監査結果の問題点を十分に考慮して年度毎の基本方針を策定するものとする。

2 市長は、指導監査において社会福祉法人が自立・自律的経営、福祉人材の育成その他福祉の増進に資する自主的な取組を行うよう、法人育成に向けた指導を行うものとする。

3 市長は、指導監査の実施に当たっては、画一的又は形式的に陥ることのないよう配慮して実施するものとする。

（平29告示201・一部改正）

(実施機関)

第3条 指導監査は、社会福祉主管課の職員で指導監査を行う組織（以下「チーム」という。）を編成し、効果的に実施するものとする。

2 市長は、指導監査の実施に際し、必要に応じ別表に掲げる社会福祉法人を所管する関係課の職員及び滋賀県の関係課職員のチームへの参画及び立会を求めるものとする。

(指導監査の対象)

第4条 指導監査の対象とする社会福祉法人は、本市の区域内に主たる事務所を有し、その行う事業が本市の区域を超えないものとする。

(指導監査の種類)

第5条 市長は、指導監査の実施に当たり、一般監査と特別監査に分けて実施する。

(平29告示201・一部改正)

(一般監査)

第6条 市長は、前条に規定する一般監査を行うときは、第2条第1項の基本方針及び国の示す指導監査ガイドラインに基づき実地監査により行うものとする。

2 市長は、毎年度社会福祉法人から提出される報告書類により当該法人の運営状況を確認するものとし、前回の指導監査の状況を勘案の上、次の各号のいずれにも該当する場合は、3年に1回の周期で一般監査を行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、随時一般監査を実施することができる。

(1) 社会福祉法人の運営について、社会福祉法人に係る法令、通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(2) 社会福祉法人が経営する施設及び社会福祉法人の行う事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

3 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項について問題が認められない社会福祉法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断できる場合は、実施要綱に基づき5年を限度として一般監査の実施の周期を延長することができる。

4 第2項各号に掲げる事項について問題が認められない社会福祉法人において、前項に該当しない場合であって、かつ、苦情解決への取組が適切に行われ、実施要綱で規定する事項に該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できるときは、一般監査の実施の周期を4年に1回に延長することができる。

(平29告示201・全改)

(特別監査)

第7条 市長は、法人の運営等に重大な問題があると認めたときは、当該法人を対象として、特別監査を随時実地により行うものとする。

(平29告示201・平30告示100・一部改正)

(実施計画)

第8条 市長は、指導監査の実施に当たっては、毎年度当初に関係課と調整のうえ、実施計画を定めるものとする。

(実施方法)

第9条 一般監査は、次に掲げる事項に基づき実施するものとする。

(1) 実施日及び担当職員名を明示し、社会福祉法人の代表者あてに事前に通知するものとする。

(2) 社会福祉法人の運営状況をあらかじめ把握するため、別に定める指導監査調書を事前に提出させるものとする。

(3) 指導監査は、公平公正を旨とし指導的態度で行い、努めて関係者の理解及び自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

(4) 指導監査終了後、社会福祉法人の代表者及び関係職員に対し、講評を行う

ものとする。

(平 2 9 告 示 2 0 1 ・ 一 部 改 正)

(実施後の措置)

第 1 0 条 指導監査を実施した職員は、速やかにその結果を別に定める様式により復命することとし、関係課等へ合議するものとする。

2 指導監査の結果、改善を要する事項があると認められる社会福祉法人は、市長が別に定める期限までに改善状況又は改善計画を報告しなければならない。この場合において、市長が必要と認める場合は、改善状況について確認のため、再調査を行うものとする。

3 前項の改善計画に基づく指導については、社会福祉主管課が行うものとする。

(調整会議)

第 1 1 条 市長は、指導監査を統一的かつ効果的に実施するため、社会福祉法人指導監査調整会議を設けることができる。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 2 7 年告示第 1 0 8 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 2 8 年告示第 1 1 5 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 2 9 年告示第 2 0 1 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 3 0 年告示第 1 0 0 号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成 3 0 年 5 月 9 日から適用する。

別表 (第 3 条関係)

(平 2 7 告 示 1 0 8 ・ 平 2 8 告 示 1 1 5 ・ 平 2 9 告 示 2 0 1 ・ 一 部 改 正)

社会福祉法人を所管する関係課

社会福祉主管課

介護保険主管課

障がい福祉主管課

保育所及び認定こども園主管課

子ども・子育て支援主管課